

下水道事業

1 下水道事業の概要

三田市の下水道は、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水処理事業、コミュニティ・プラント事業により汚水を集合処理している。

現在の下水道事業は、下水道施設を「つくる時代」から維持管理・更新していく「使う時代」へと移行している。

このような中、下水道事業においては平成 25 年度から地方公営企業法を適用し、施設機能の適正維持を図りつつ長期的な経営の安定化に努めている。

2 公共下水道事業【根拠：下水道法、三田市下水道条例、同条例施行規則】

(1) 公共下水道事業の概要

三田市公共下水道は、市街地における浸水災害の防除、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、武庫川上流流域下水道の関連公共下水道として都市計画決定と事業認可を受け、昭和 53 年度より事業に着手し、昭和 60 年 5 月 15 日から武庫川上流流域下水道の処理開始に伴い一部供用を開始し、現在に至っている。

排除方式は、汚水・雨水の分流式を採用し、汚水については兵庫県が管理する武庫川上流浄化センターで処理すると共に、雨水については武庫川へと排水している。

既成市街地においては、武庫川右岸（三田地区）の幹線管渠を整備しながら、昭和 56 年度から面整備事業に着手し、昭和 61 年度より武庫川左岸（三輪地区）の幹線管渠の整備を行い、昭和 63 年度から面整備事業にとりかかっている。また、平成 2 年度より、広野地区の幹線管渠の整備に着手し、平成 5 年度には市街化区域に隣接した市街化調整区域の整備を図るため、生活排水処理事業の一環である特定環境保全公共下水道事業の計画区域の一部認可を受け、平成 6 年度から事業着手し、令和 7 年度末現在 94.5%の整備が完了している。

また、つつじが丘地区については平成 17 年 8 月に、藍地区については令和 3 年 12 月に汚水ポンプ場を整備し、武庫川上流浄化センターにて処理を行っている。

事業計画の決定については、別表「三田市流域関連公共下水道事業概要」のとおりです。

三 田 市 流 域 関 連 公 共 下 水 道 事 業 概 要											
項目		全体計画		都市計画決定		下水道法事業認可		都市計画法事業認可		備考	
年 月 日			当初	昭和53年12月12日 三田市告示第47号		当初	昭和54年2月2日 下第374号		当初	昭和54年2月2日 兵庫県告示第272号	
			変更	昭和57年6月15日 三田市告示第16号		変更	昭和58年3月7日 下第589号		変更	昭和58年3月22日 兵庫県告示第825号	
			変更	昭和58年11月30日 三田市告示第37号		変更	昭和61年3月4日 下第589号		変更	昭和61年3月4日 兵庫県告示第313号	
			変更	昭和61年1月8日 三田市告示第1号		変更	平成元年2月25日 下第741号		変更	平成元年2月25日 兵庫県告示第260号	
			変更	昭和63年12月10日 三田市告示第49号		変更	平成2年8月17日 下第297号		変更	平成2年8月17日 兵庫県告示第1227号	
			変更	平成元年4月21日 三田市告示第23号		変更	平成5年9月29日 下第496号		変更	平成8年3月19日 兵庫県告示第428号	
			変更	平成2年3月3日 三田市告示第9号		変更	平成8年3月19日 下第1009号		変更	平成10年7月21日 兵庫県告示第1069号	
			変更	平成9年3月6日 三田市告示第9号		変更	平成10年7月21日 下第178号		変更	平成14年6月28日 兵庫県告示第131号	
			変更	平成13年12月14日 三田市告示第122号		変更	平成14年5月30日 下第76号		変更	平成19年3月30日 兵庫県告示第399号	
			変更	平成28年9月14日 三田市告示第181号		変更	平成19年3月30日 下第42号		変更	平成25年3月29日 兵庫県告示第518号	
						変更	平成25年3月29日 下第1458号		変更	平成29年3月28日 兵庫県告示第343号	
						変更	平成29年3月28日 下第1442号		変更	令和5年3月22日 兵庫県告示第342号	
						変更	令和5年3月22日 下第1510号				
			変更	令和7年10月31日 三田市告示第198号		変更	令和8年3月10日 上下第2232号		変更	令和8年3月10日 兵庫県告示第188号	
期 間		令和12年度	昭和53年度～令和一年度			昭和54年2月2日 ～令和13年3月31日		昭和54年2月2日 ～令和13年3月31日			
処理区域面積 (ha)		3, 221. 8	3, 221. 8			2, 808. 1		2, 808. 1			
市街化区域		1, 838. 8	—			1, 838. 8		—			
調整区域		1, 383. 0	—			969. 3		—			
処理区域人口 (人)		75, 680	—			92, 200		—			
市街化区域		67, 004	—			83, 130		—			
調整区域		8, 676	—			9, 070		—			
汚水量 (日最大m ³ /日)		36, 469	—			43, 649		—			
市街化区域		30, 340	—			37, 642		—			
調整区域		3, 929	—			4, 107		—			
工業排水		2, 200	—			1, 900		—			
その他		—	—			—		—			
管路延長 (m)	汚水		幹線のみ	約 5, 570	主要な管渠	61, 170	幹線のみ	約 5, 570			
	雨水		幹線のみ	約 2, 040	主要な管渠	19, 600	幹線のみ	約 2, 040			

(2) 武庫川上流流域下水道事業【根拠：下水道法】（令和 8 年 3 月 31 日現在）

ア 武庫川上流流域下水道事業の概要

武庫川上流流域下水道は、神戸市、西宮市及び三田市の 3 市の内、6,979.1ha を計画処理区域として、既成市街地及びニュータウン地区等の開発に伴う人口増加に対応するため、公共用水域の水質保全、生活環境の改善を目的として昭和 53 年から兵庫県が事業に着手している。

処理施設は、昭和 60 年 5 月に供用を開始、その後流入水量の増加にあわせ順次増設を行っている。令和 6 年度末現在の供用は 4,682.2ha まで拡大し、処理能力は日最大 100,000 m³（うち三田市：45,500 m³）となっている。

イ 施設概要

(ア) 事業年度	昭和 53 年度から令和 7 年度
(イ) 全体事業費	710 億円
(ウ) 計画汚水量	117,000 m ³ /日（日最大）
(エ) 現有処理能力	100,000 m ³ /日（日最大）
(オ) 計画処理面積	6,979.1ha
(カ) 計画処理人口	211,400 人
(キ) 施設面積	12.1ha
(ク) 排除方式	分流式
(ケ) 処理方式	凝集剤併用型ステップ流入式多段硝化脱窒法＋砂ろ過法
(コ) 供用開始年度	昭和 60 年 5 月
(サ) 管渠延長	三田(6.85)＋神戸・西宮(8.84)＋神戸(0.62)＝16.31km

ウ 全体計画と現況（令和 6 年度末）

項目 \ 関連市		神戸市	西宮市	三田市	計
汚水量 (m ³ /日)	計画(日最大)	51,000	11,000	55,000	117,000
	現有能力(日最大)	45,900	8,600	45,500	100,000
	現況(日平均)	29,567	4,300	33,217	67,084
処理人口 (人)	計 画	82,600	20,000	108,800	211,400
	現 況	77,007	16,415	94,692	188,114
処理面積 (ha)	計 画	2,941	949	3,089	6,979
	現 況	1,484.5	551.1	2,646.6	4,682.2

(3) 公共下水道整備と普及の推移

＜各年度末。特環を含む＞

項目 \ 時点	単位	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	対前年度比 (R6・R7 対比)
認可計画面積 (A)	ha	2,739.6	2,739.6	2,808.1	68.5
処理区域面積 (B)	ha	2,646.6	2,646.6	2,652.6	6
行政人口 (C)	人	106,691	105,949	105,106	-843

供用開始済区域内人口 (D)	人	95,209	94,692	94,107	-585
供用開始済み区域内戸数 (E)	戸	42,651	43,245	43,347	102
水洗化人口 (F)	人	93,829	93,348	92,781	-567
水洗化戸数 (G)	戸	41,933	42,528	42,631	103
下水道普及率(D/C)	%	89.2	89.4	89.5	0.1
処理区域普及率(B/A)	%	96.6	96.6	94.5	-2.1

(4) 受益者負担金

【根拠：三田市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例、同条例施行規則】

- ア 負担金額 444 円／m²
イ 納付方法 3 年分割（年 4 回）
ウ 賦課対象区域 公共下水道事業の処理区域

(5) 受益者分担金

【根拠：三田市生活排水処理事業受益者分担金徴収条例、同条例施行規則】

- ア 分担金額 60 万円／戸（専用住宅）ただし、専用住宅以外は別途算定
イ 納付方法 3 年分割（年 4 回）
ウ 賦課対象区域 特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント事業の処理区域

(6) 下水道使用料

【根拠：三田市下水道条例、同条例施行規則・三田市生活排水処理施設条例、同条例施行規則】

使用料体系（1 箇月につき）

令和 3 年 10 月 1 日改定

用途 区分		一般汚水（公衆浴場の営業に伴う汚水以外の汚水）	公衆浴場汚水
基本使用料		820 円	100 m ³ まで 1,500 円
従量使用料（1 m ³ につき）	第 1 段	10 m ³ まで 25 円	100 m ³ を超えるもの 15 円
	第 2 段	10 m ³ を超え 20 m ³ まで 100 円	
	第 3 段	20 m ³ を超え 30 m ³ まで 110 円	
	第 4 段	30 m ³ を超え 50 m ³ まで 130 円	
	第 5 段	50 m ³ を超え 100 m ³ まで 150 円	
	第 6 段	100 m ³ を超え 200 m ³ まで 185 円	
	第 7 段	200 m ³ を超え 500 m ³ まで 210 円	
	第 8 段	500 m ³ を超え 1,000 m ³ まで 225 円	
	第 9 段	1,000 m ³ を超えるもの 240 円	

※上記使用料に消費税を加算して使用料を計算（1 円未満の端数は切捨て）

昭和 60 年 5 月 15 日 使用料賦課徴収開始
 平成元年 4 月 1 日 使用料改定
 平成 5 年 7 月 1 日 消費税 3% の加算
 平成 9 年 4 月 1 日 消費税 5% へ変更
 平成 20 年 7 月 1 日 消費税額加算後の使用料を 1 円未満切捨てへ変更
 平成 26 年 4 月 1 日 消費税 8% へ変更
 令和元年 10 月 1 日 消費税 10% へ変更
 令和 3 年 10 月 1 日 使用料改定

3 農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント事業

【根拠：三田市生活排水処理施設条例、同条例施行規則】

(1) 農業集落排水施設の施設概要と普及状況

項 目	単位	母子	本庄	青野	小野	高平上
供用開始日	年月日	H8. 4. 1	H9. 7. 1	H10. 7. 1	H12. 7. 1	H12. 7. 1
処理方式	—	沈殿分離併用接触ばっ気方式	オキシデーショ ンディッチ方式	嫌気性ろ床接触 ばっ気方式	オキシデーショ ンディッチ方式	オキシデーショ ンディッチ方式
計画処理水量	m ³ ／日	108	505	265	451	524
計画面積	千 m ²	425	451	188	210	369
計画人口	人	400	1, 870	980	1, 670	1, 940
計画戸数	戸	88	280	225	399	421
排水区域内人口	人	157	632	312	607	608
排水区域内戸数	戸	99	302	189	322	325
水洗化人口	人	147	609	312	591	582
水洗化戸数	戸	91	285	180	307	295

項 目	単位	高平下	藍本	波豆川	計
供用開始日	年月日	H13. 7. 1	H14. 7. 1	H14. 7. 1	—
処理方式	—	連続流入間欠ば っ気方式	連続流入間欠ば っ気方式	連続流入間欠ば っ気方式	—
計画処理水量	m ³ ／日	770	397	167	3, 187
計画面積	千 m ²	434	167	72	2, 316
計画人口	人	2, 850	1, 470	620	11, 800
計画戸数	戸	692	393	89	2, 587
排水区域内人口	人	1, 170	574	207	4, 267
排水区域内戸数	戸	604	271	97	2, 209
水洗化人口	人	1, 087	502	203	4, 033
水洗化戸数	戸	531	236	89	2, 014

(2) コミュニティ・プラントの施設概要と普及状況

項 目	単位	志手原	有馬富士	計
供用開始日	年月日	H12.4.1	H14.5.1	—
処理方式	—	オキシデーション ディッチ方式	循環式活性汚泥 処理方式	—
計画処理水量	m ³ /日	602	422	1,024
計画面積	千m ²	330	160	490
計画人口	人	2,050	1,436	3,486
計画戸数	戸	474	284	758
排水区域内人口	人	961	465	1,426
排水区域内戸数	戸	473	228	701
水洗化人口	人	909	443	1,352
水洗化戸数	戸	442	207	649

4 生活排水処理事業進捗状況

(1) 生活排水処理率

	市内人口 (A)	供用開始処理 区域内人口 (B)	B / A
公共下水道事業	87,420	86,953	99.5%
特定環境保全公共下水道事業	7,160	7,154	99.6%
農業集落排水事業	4,284	4,267	99.6%
コミュニティ・プラント事業	1,432	1,426	99.6%
合併処理浄化槽	4,810	4,791	99.6%
合 計	105,106	104,591	99.5%

(2) 水洗化率

	処理区域内 戸数 (C)	水洗化戸数 (D)	D / C
公共下水道事業	39,672	39,274	99.0%
特定環境保全公共下水道事業	3,675	3,357	91.3%
農業集落排水事業	2,209	2,014	91.2%
コミュニティ・プラント事業	701	649	92.6%
合併処理浄化槽	1,459	1,459	100.0%
未処理家屋数	95	0	0.0%
合 計	47,811	46,753	97.8%

5 水洗化の促進

(1) 水洗便所等改造資金の融資あっ旋と貸付条件

【融資あっせん 根拠：三田市水洗便所等改造資金融資あっせんに関する規則】

【貸 付 根拠：三田市水洗便所等改造資金貸付規則】

区 分	対 象 者	単 位	金 額	利 息	償還方法
融 資 あつせん	汲み取り便所を水洗 便所に改造する者	1 戸に つき	100 万円 限度	1.54%	・元利均等返済 ・72 ヶ月以内
貸 付	同上の者であって生 活困窮者			無	所得状況により 市が適宜判断

(2) 融資あつ旋と貸付状況

区分	融資あつせん		貸 付	
	件 数	金 額	件 数	金 額
公共下水道事業	0	0	0	0
特定環境保全公共下水道事業	0	0	0	0
農業集落排水事業	0	0	0	0
コミュニティ・プラント事業	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

6 指定工事店の指定【根拠：三田市下水道排水設備指定工事店規則】

所在地	市内	市外	計
指定数	31	93	124

7 合併処理浄化槽

(1) 合併処理浄化槽設置補助状況

[単位：基]

区 分	5 人槽	6 人槽	7 人槽	8 人槽	10 人槽～	計
令和 5 年度	3	0	3	0	0	6
令和 6 年度	1	0	2	0	0	3
令和 7 年度	2	0	0	0	0	2

(2) 維持管理組合補助状況

生活排水処理計画に定める個別処理区域内において、自治区単位で合併処理浄化槽により生活排水処理に取り組もうとする維持管理組合に対し、費用と負担の軽減を目的に補助金を交付している。

区 分	対象組合数	組合加入戸数	補助対象戸数	補助金額合計
令和 5 年度	70	1,297	1,211	27,458 千円
令和 6 年度	72	1,296	1,236	28,046 千円
令和 7 年度	72	1,297	1,212	27,512 千円

上下水道部

水道事業

1 水道事業の概要

三田市の水道事業は、昭和11年旧三田町、昭和15年旧三輪町に各水道事業として創設、そして昭和35年12月28日に三田市水道事業として統合し、計画給水人口16,000人、計画1日最大給水量2,880 m^3 をもって認可を受けた。

その後、ニュータウン開発に伴う人口の増加や水道普及率の向上による給水量の増加に対応するため、現在まで9回にわたる拡張を重ねて水道施設の整備を行い、昭和61年に青野ダムが完成したことにより、市内に安定した水道水を供給できるようになった。

平成12年3月17日には、第9次拡張事業変更認可（計画給水人口151,100人、計画1日最大給水量74,000 m^3 ）を受け、また、水道事業と簡易水道事業（大川瀬、母子地区）を統合するため、平成18年1月1日付で厚生労働省に変更届（給水人口151,805人、計画1日最大給水量74,180 m^3 ）を行って今日に至っている。

令和7年度末現在の給水人口は、104,463人で前年度と比べ、867人減少した。水道普及率は、昨年度と同じく、99.4%となっている。

2 水道経営の健全化

お客様サービスの向上と官民の業務分担による効率的な経営を図るため、平成25年4月より「水道お客さまセンター」を上水道課フロア内に開設し、水道料金徴収等業務を民間委託している。この民間委託により、24時間受付体制の確立、緊急対応の迅速化など、サービスの向上と経営の健全化を図っている。この業務委託は、令和3年度からも3期目の契約(令和7年度まで)を締結しており、民間委託による取組みは継続する。

また、令和2年9月に「三田市上下水道事業経営審議会」から適正な水道料金及び下水道使用料のあり方についての答申を受け、令和3年10月1日から基本水量制(月10 m^3 以下の定額料金)廃止等の水道料金の改定を実施した。

今後は、給水人口及び水需要の減少により、主たる収入である給水収益の減少が見込まれる一方で、施設の老朽化等により、費用の増加が避けられない状況であることから、水道事業の将来像を示す「第2次三田市水道ビジョン」に沿って、経営改善に向けた取組みを引き続き進めるとともに、効果的な施設整備と事業運営、そして良質で安全・安心な水道水の安定供給に努めていく。

3 水道事業の沿革

区 分	事業認可等年月	事 業 概 要 等
旧三田町水道事業創設	昭和 11 年 7 月	水道事業創設、計画給水人口 6,000 人、計画 1 日最大給水量 800 m ³
旧三輪町水道事業創設	昭和 15 年 11 月	簡易水道事業創設 日量 300 m ³
旧三田町水道事業拡張	昭和 26 年 2 月	給水区域及び給水人口の拡張 日量 1,200 m ³ 増量
旧三輪町水道事業拡張	昭和 26 年 2 月	給水区域及び給水人口の拡張 日量 900 m ³ 増量
簡易水道事業創設	昭和 32 年 8 月	池尻地区給水開始
簡易水道事業創設	昭和 33 年 3 月	鈴鹿地区給水開始
三 田 市 誕 生	昭和 33 年 7 月	県下 20 番目の市として発足
簡易水道事業創設	昭和 34 年 2 月	広野地区給水開始
三田市第 1 次拡張事業	昭和 35 年 12 月	旧三田町、旧三輪町上水道事業の統合（三輪町上水道事業の廃止） 給水区域の拡張、浄水及び配水施設の拡張、計画給水人口 16,000 人 計画 1 日最大給水量 2,880 m ³
簡易水道事業創設	昭和 36 年 3 月	相野地区給水開始
三田市第 2 次拡張事業	昭和 37 年 9 月	給水量の拡張、取水施設、浄水施設及び配水施設の拡張
三田市第 3 次拡張事業	昭和 42 年 3 月	人口増による水量拡張、取水施設、浄水施設及び配水施設の拡張、 計画給水人口 22,000 人、計画 1 日最大給水量 7,260 m ³
異常渇水で時間給水	昭和 42 年 6 月	日照り続きで武庫川の水が干上がったため、対策本部を設置して自衛隊に給水支援を要請
青野ダム建設計画発表	昭和 42 年 9 月	県営青野ダム（多目的ダム）建設計画
三田市第 4 次拡張事業	昭和 44 年 10 月	福島簡易水道統合
北摂 N T 開発計画発表	昭和 44 年 11 月	将来人口 20 万の中核都市を目指す 計画給水人口 22,000 人、計画 1 日最大給水量 7,260 m ³
三田市第 5 次拡張事業	昭和 47 年 3 月	給水区域の拡張、山田浄水場の施設能力 3,060 m ³ を 4,600 m ³ に拡張
簡易水道事業創設	昭和 48 年 1 月	沢谷地区
三田市第 6 次拡張事業	昭和 49 年 3 月	古城浄水場の改良
三田市第 7 次拡張事業	昭和 55 年 10 月	給水区域の拡張（北摂 N T 南地区の一部、池尻及び西野上） 計画給水人口 20,500 人、計画 1 日最大給水量 11,050 m ³
北摂 N T 入居開始	昭和 56 年 10 月	フラワータウンより入居が始まる
7 拡第 1 回事業変更	昭和 56 年 12 月	給水区域の拡張（東野上）
三田市第 8 次拡張事業	昭和 60 年 3 月	給水区域の拡張（北摂 N T 全域、沢谷、広野、相野各簡水の統合、上野、青野及び上本庄地区の給水区域の拡張） 計画期間 昭和 60 年 3 月～平成 8 年 3 月

区 分	事業認可等年月	事業概要等
青野ダム完成	昭和 61 年 5 月	計画給水人口 113,500 人、計画 1 日最大給水量 59,500 m ³ 青野ダムの一部貯水が始まり、あわせて県営三田浄水場が一部操業を開始
飲雑用水施設整備事業	昭和 63 年 3 月	広野開拓地区
広域化促進事業	平成 2 年 3 月	青野ダム周辺地区
広域化促進事業	平成 3 年 3 月	沢谷開拓及び高原住宅地区
広域化促進事業	平成 4 年 3 月	藍本、上本庄地区
簡易水道施設整備事業		
無水源地域簡易水道施設整備事業	昭和 62 年 3 月	上野、志手原地区
簡易水道施設整備事業	昭和 62 年 8 月	大川瀬地区
簡易水道施設整備事業	平成 2 年 3 月	母子、永沢寺地区
簡易水道施設整備事業	平成 4 年 8 月	高平地区（統合）
市内全域水道給水	平成 4 年 8 月	水道の基幹施設整備が完了し、給水区域の全域に水道水の供給体制が確立
三田市第 9 次拡張事業	平成 12 年 3 月	給水区域の拡張 計画期間 平成 12 年 3 月～平成 23 年 3 月
三田市第 9 次拡張事業（一部変更）	平成 18 年 1 月	計画給水人口 151,100 人、計画 1 日最大給水量 74,000 m ³ 大川瀬・母子簡易水道事業を上水道事業に統合
水道事業経営健全化	平成 25 年 4 月	計画給水人口 151,805 人、計画 1 日最大給水量 74,180 m ³ 水道お客さまセンターの開設 上下水道料金徴収業務等を民間会社に包括委託
広域化促進事業	平成 25 年 4 月	第二テクノパーク給水開始
水道事業経営健全化	平成 30 年 8 月	武庫川水利権 4 水源の統合（下山、下山 2 水源、古城水源、井ノ草水源⇒下水水源（5,261 m ³ /日）
水道事業経営健全化	令和 6 年 4 月	第 2 次三田市水道ビジョン策定

4 規 模

年 度 項 目	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
計 画 給 水 人 口 (人)	151,805	151,805	151,805
行 政 区 域 内 人 口 (人)	106,691	105,949	105,106
給 水 人 口 (人)	106,098	105,330	104,463
普 及 率 (%)	99.4	99.4	99.4
施 設 能 力 (m ³ /日)	50,335	50,335	48,805
日 最 大 配 水 量 (m ³)	38,268	36,638	36,240
日 平 均 配 水 量 (m ³)	33,262	32,167	32,116

5 施 設

(1) 浄水場

区 分	上 水 道		
	古 城 浄 水 場	高 平 浄 水 場	母 子 浄 水 場
施 設 能 力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	10,000	1,025	110
水 源	武庫川表流水 及び山田川	地 下 水	表 流 水
取 水 方 法	取 水 堰	取 水 井	取 水 井
沈 澱 池	4 池	1 池	2 池
ろ 過 池 (ろ 過 機)	4 池	2 池	2 基

(2) 配水池

番号	名 称	所 在 地	概 要	使用開始
1	工業団地配水池	テクノパーク 13-2	・ PC 造 2 池 $V=4,700 \text{ m}^3$	1987 年
2	うぐいすの里西配水池	大 川 瀬 字 岩 ケ 谷 1527-66	・ RC 造 2 池 $V=180 \text{ m}^3$	2005 年
3	つつじが丘高区配水池	大 川 瀬 字 水 ケ 下 1307-38	・ PC 造 2 池 $V=1,042 \text{ m}^3$	1988 年
4	つつじが丘低区配水池	つつじが丘北 1-20	・ RC 造 2 池 $V=590 \text{ m}^3$	1988 年
5	北浦配水池	下 青 野 字 地 王 堂 885-17	・ RC 造 2 池 $V=293 \text{ m}^3$	1989 年
6	あかしあ台配水池	あかしあ台 2-1-2	・ RC 造 2 池 $V=16,500 \text{ m}^3$	1986 年
7	清水山配水池	志手原字清水山 1143	・ RC 造 2 池 $V=800 \text{ m}^3$	2002 年
8	小野配水池	小野 1209-1	・ RC 造 2 池 $V=440 \text{ m}^3$	2003 年
9	けやき台配水池	けやき台 3-70	・ PC 造 2 池 $V=2,800 \text{ m}^3$	1986 年
10	弥生が丘配水池	弥生が丘 4-16	・ RC 造 2 池 $V=6,500 \text{ m}^3$	1986 年

番号	名 称	所 在 地	概 要	使用開始
11	西高区配水池	池尻字真谷奥 584	・ PC 造 2 池 V=1,516 m ³	1991 年
12	武庫が丘配水池	武庫が丘 2-16	・ RC 造 4 池 V=2,864 m ³	1994 年
13	三輪配水池	三輪字杉谷 1173-2	・ PC 造 2 池 V=2,200 m ³	1984 年
14	友が丘配水池	友が丘 3-27-4	・ PC 造 2 池 V=1,000 m ³	1986 年
15	志手原配水池	志手原字中山 970-3	・ PC 造 2 池 V=824 m ³	1986 年
16	小柿配水池	小柿字向山 1535-1	・ RC 造 2 池 V=240 m ³	1991 年
17	十倉配水池	十倉字米山 542-2	・ RC 造 2 池 V=314 m ³	1991 年
18	波豆川配水池	波豆川字中山 1877	・ RC 造 2 池 V=92 m ³	1991 年
19	母子配水池（受水池）	母子字西山 1196	・ RC 造 2 池 V=87 m ³	1989 年
20	永沢寺配水池	母子字大ベウ 1741-18	・ RC 造 2 池 V=52 m ³	1989 年
21	第二工業団地配水池	テクノパーク 33-2	・ PC 造 2 池 V=1,080 m ³	2012 年

(3) 加圧所

番号	名 称	所 在 地	概 要	使用開始
1	つつじが丘受水池(加圧所)	相野字末木谷 862-8	・ポンプ 15kw×50m×3 台	1988 年
2	うぐいすの里西加圧所	大川瀬字荒神釜 1457-106	・ポンプ 11kw×170m×2 台	2005 年
3	北浦加圧所	北浦字東浦通 209	・ポンプ 18.5kw×103m×2 台	1989 年
4	有馬富士加圧所	福島字山野神 1017-4	・ポンプ 15kw×71m×3 台	2002 年
5	小野加圧所	小野字釜ヶ谷 1209-1	・ポンプ 18.5kw×115m×2 台	2003 年
6	三輪配水池（加圧施設併設）	三輪字杉谷 1173-2	・ポンプ 37kw×70m×3 台	1984 年
7	上野加圧所	三輪字大道ヶ原 1294-59	・ポンプ 18.5kw×75m×3 台	1986 年
8	波豆川加圧所	下槻瀬字沢谷 879-1	・ポンプ 3.7kw×60m×2 台	1991 年
9	永沢寺加圧所	母子字伊根ノ上 414-2	・ポンプ 3.7kw×65m×2 台	1989 年
10	第二工業団地加圧所	テクノパーク 33-6	・ポンプ 22kw×65m×2 台	2012 年

(4) 管 路

項 目	距 離
導水管延長	4,803 m
送水管延長	18,027 m
配水管延長	677,571 m
計	700,401 m

6 水道料金及び分担金

(1) 水道料金

水 道 料 金 表 (1ヶ月分) 令和3年10月1日改正

用途	メー ター 口径	基本料金 1ヶ月に つき	従量料金（使用水量 1 m ³ につき）					
			第 1 段	第 2 段	第 3 段	第 4 段	第 5 段	第 6 段
もの 一般用（公衆浴場用及び臨時用以外の）	20mm 以下	1,100 円	1 m ³ を超え 10 m ³ 迄の分 15 円	10 m ³ を超え 20 m ³ 迄の分 150 円	20 m ³ を超え 30 m ³ 迄の分	30 m ³ を超え 50 m ³ 迄の分	50 m ³ を超え 100 m ³ 迄の分	100 m ³ を超える分 350 円
	25mm	1,790 円	1 m ³ を超え 20 m ³ 迄の分 150 円		180 円	240 円	290 円	
	30mm	4,670 円						
	40mm	5,930 円						
	50mm	13,480 円						
	75mm	27,860 円						
	100mm	47,630 円						
		150mm	130,320 円					
場 公 用 衆 浴		300 m ³ 以下 13,480 円	300 m ³ を超える分 70 円					
臨時用		6,800 円	700 円					

(2) 新設加入分担金

メーター口径	金 額	メーター口径	金 額
1 3 mm	1 0 0 千円	5 0 mm	2 , 8 7 0 千円
2 0 mm	3 0 0 千円	7 5 mm	7 , 9 6 0 千円
2 5 mm	5 1 0 千円	1 0 0 mm	1 6 , 3 3 0 千円
3 0 mm	8 1 0 千円	1 5 0 mm	4 4 , 8 6 0 千円
4 0 mm	1 , 6 5 0 千円	そ の 他	別 に 定 め る

(3) 工事分担金

メーター口径	金 額	メーター口径	金 額
2 0 mm 以下	1 , 6 0 0 千円	7 5 mm	2 7 , 2 3 0 千円
2 5 mm	1 , 7 4 0 千円	1 0 0 mm	5 5 , 9 0 0 千円
3 0 mm	2 , 7 5 0 千円	1 5 0 mm	別 に 定 め る
4 0 mm	5 , 6 5 0 千円	そ の 他	
5 0 mm	9 , 8 0 0 千円		

7 指定給水装置工事事業者の登録件数

(令和8年3月31日現在)

所在地	市 内	市 外	計
登録件数	3 8	1 6 6	2 0 4